

令和6年度 岡山県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修

開催要領

1 目的

本研修は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所支援等の質の確保に必要な知識及び個別支援計画の作成・評価等の技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的として実施します。

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するためには、実践研修（平成30年度までの旧体系の研修修了により資格を取得した方の場合には新体系での初回の更新研修）を修了した翌年度を初年度とする5年ごとの各年度末日までに、更新研修を修了する必要があります。

2 実施主体

岡山県（実施機関(委託先)：学校法人旭川荘）

3 受講対象者

岡山県内の指定障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事している者、又は従事しようとする者であって、以下の(1)又は(2)に当てはまるもの。※現在、所属がある者については所属長の推薦が必要です。

※(1)・(2)の「研修修了者」の範囲について

- ・ 実践研修修了者(令和3～5年度)で、その後、更新研修を修了していない者
- ・ 更新研修修了者(令和元～5年度)で、その後、2回目の更新研修を修了していない者

- (1) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 実践研修修了者又は同更新研修修了者であって、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者又は管理者として 従事している者、又は、指定一般相談支援事業所等において相談支援専門員として 従事している者。
- (2) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 実践研修修了者又は同更新研修修了者であって、本更新研修の受講開始日前5年間に於いて通算して2年以上、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員として 従事していた者。

※旧体系の研修修了者についても、令和6年度以降の更新研修の受講に当たっては、上記実務経験が必要となります。

次の方は、令和6年度が2回目の更新研修を受ける最終年度になります。

- ・ 旧体系の研修修了者で令和元年度（令和元年4月1日～令和2年3月31日）にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修を修了した方

※今年度（令和6年度）中に更新研修を修了することができなかった場合は、令和7年4月1日から実践研修を改めて修了するまで、サービス管理責任者等として従事できなくなりますので、ご注意ください。

4 受講定員

300人程度（各演習日程100人程度）

5 研修日程・会場

- ・（１）講義及び（２）演習を修了する必要があります。
- ・（２）演習については、A日程～C日程のうち、いずれかを受講してください。
※今年度から研修カリキュラムの追加に伴い、演習の日程が２日間になっています。

（１）講義（１～２時間程度）全日程共通の日時で、オンデマンド方式で実施します。

日程	内容	日時
共通 講義	○講義動画URL通知	令和6年7月17日（水）
	○講義動画配信期間	令和6年7月18日（木）午前9時～ 令和6年8月1日（木）午後4時
	○講義レポート期限	令和6年8月1日（木）午後5時

（２）演習（午前9時～午後5時頃まで）

日程	演習日	演習会場
A日程	○1日目：令和6年8月6日（火） ○2日目：令和6年8月7日（水）	旭川荘研修センターよしい川 （受講者用駐車場あり）
B日程	○1日目：令和6年8月26日（月） ○2日目：令和6年8月27日（火）	岡山県総合福祉・ボランティア ・NPO会館（きらめきプラザ） 301会議室 （受講者用駐車場なし）
C日程	○1日目：令和6年9月18日（水） ○2日目：令和6年9月19日（木）	旭川荘研修センターよしい川 （受講者用駐車場あり）

6 受講申込方法

別紙「令和6年度岡山県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者**更新研修** 受講申込書（表裏両面）」に必要事項を記載し、事業所代表者の推薦を受けた上で、下記（２）あてに郵送にて申し込んでください。なお、書類の添付が必要ですので、受講申込書の裏面をよく確認してください。

（１）提出書類 **※①と②の書類提出が必要です**

- ①別紙「令和6年度岡山県サービス管理責任者**更新研修** 受講申込書（表裏両面）」
※事業所代表者の推薦を受けた上で申し込んでください。
※申込書にはメールアドレスを必ず記載してください。
※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者どちらか一方のみの申込としてください。

- ②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修又は更新研修の修了証書の写し
ア 令和元年度からの新体系の研修で資格を取得した方 → 実践研修の修了証書の写し
イ 平成30年度までの旧体系の研修で資格を取得した方 → 更新研修の修了証書の写し

（２）受講申込書提出先

〒703-8560

岡山市北区祇園866 学校法人 旭川荘事務局（更新研修）

※提出する際の封筒には宛名の後に（更新研修）を必ず記載してください。

(3) 問合せ先

- 申込方法などに関すること

学校法人 旭川荘事務局 川上 TEL 086-275-0145

- 事業者指定に関すること（実務経験の要件に関するを含む）
各指定権者にご確認ください。

- 本研修全般に関すること

岡山県障害福祉課 障害福祉サービス班 池上 TEL 086-226-7345

7 申込期間

令和6年6月7日(金)まで（当日消印有効）(FAX不可)

※期限を過ぎての受講申込書等の提出は受け付けませんのでご注意ください。

8 受講者の決定

受講者の決定は、この事業の実施主体である岡山県と実施機関（事業受託者）である学校法人旭川荘で協議して行います。

定員を超える応募があった場合、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者としての配置の状況、事業所代表者の推薦順位、実務経験、従前の研修受講状況等を考慮して選考します。

受講決定については、**令和6年6月26日(水)**を目途に、実施機関から事業所代表者あてに通知します。なお、選考結果の問合せについては受け付けません。

講義動画のURL、連絡事項等をメールで通知するため、申込書にはメールアドレスを必ず記載してください。

9 受講費用

- ・教材費等の受講費用の額は、次のとおりです。

11,000円（税込）

- ・受講費用の納付方法は振込払いです。受講決定時に改めて案内しますので、必ず期日までに納付してください。

（注）受講費用の納付後は、受講辞退の申し出があったとしても、やむを得ない特別な事情があると主催者が判断した場合を除き、返還できません。

10 修了証書

全ての研修課程を修了した者には、岡山県から修了証書を交付します。ただし、著しく受講態度が不良と判断した場合等は、修了証書を交付しない場合があります。

なお、研修修了者については、岡山県において修了者名簿を作成し、管理します。

11 その他

(1) 原則20分以上の遅刻・早退・中抜けは欠席とみなします。(特別な理由がある場合を除く。)

(2) きらめきプラザには受講者用駐車場がありません。公共交通機関をご利用ください。

(3) 受講に際し、障害等で配慮を必要とされる方は、申込書に記載いただくとともにお申し出ください。

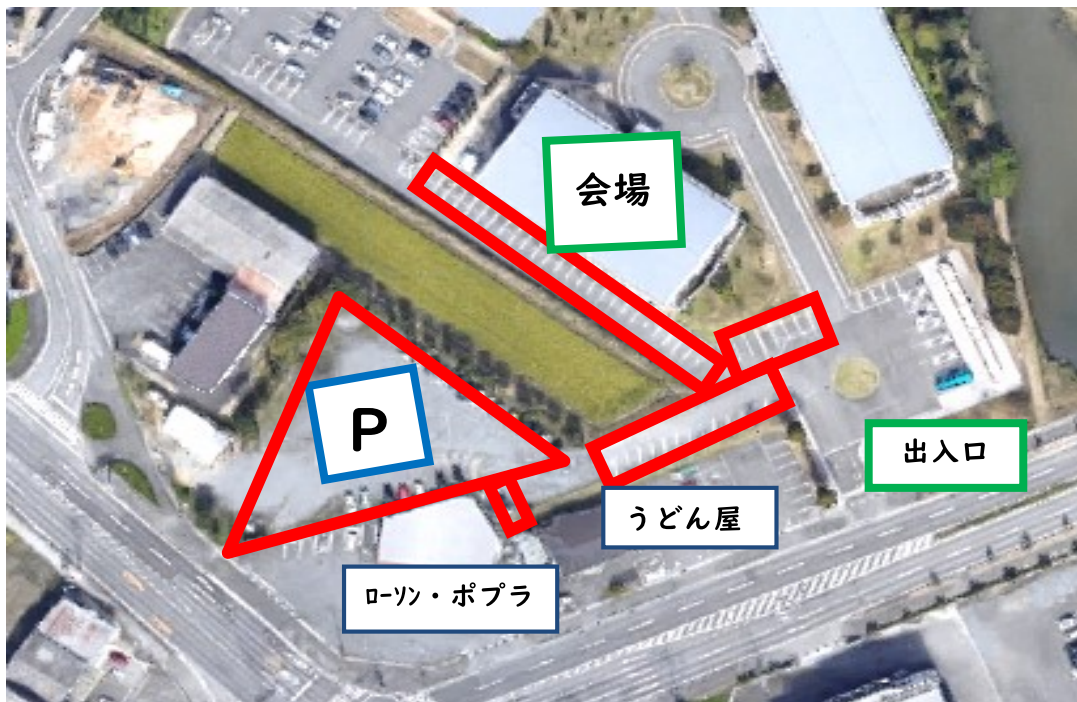
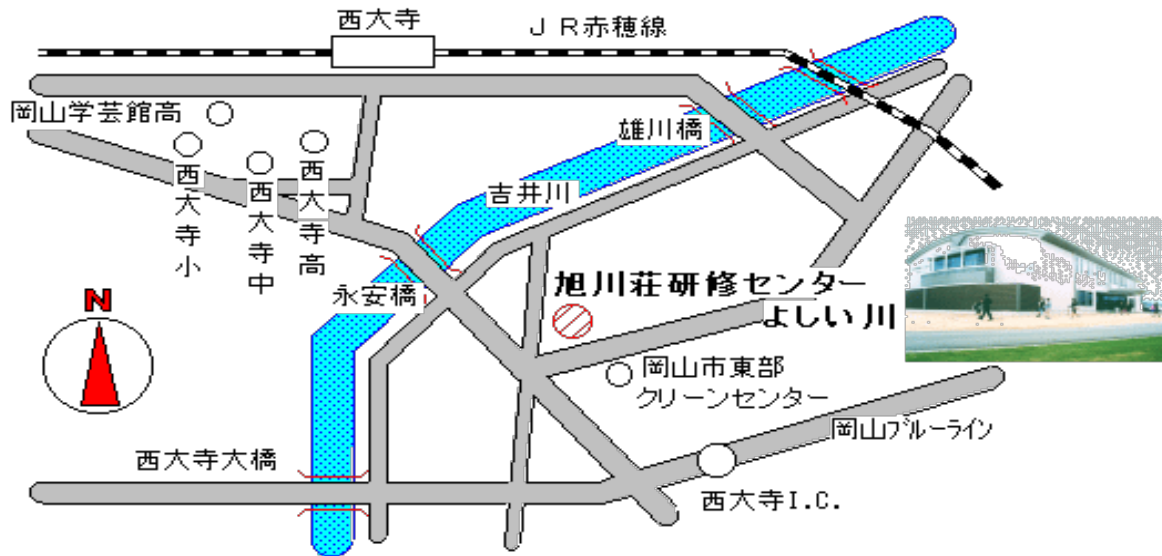
研修（演習）会場

【A日程 8/6・8/7】 【C日程 9/18・9/19】

研修会場 旭川荘研修センターよしい川

岡山市東区西大寺浜609

電話番号：086-944-6918（当日のみ）



○車の場合

- ・岡山ブルーラインより、西大寺神崎I.Cで降りて北へ1.5km
- ・西大寺駅方面より、永安橋を渡って500m先の信号を備前・長船方面へ左折

○JRの場合

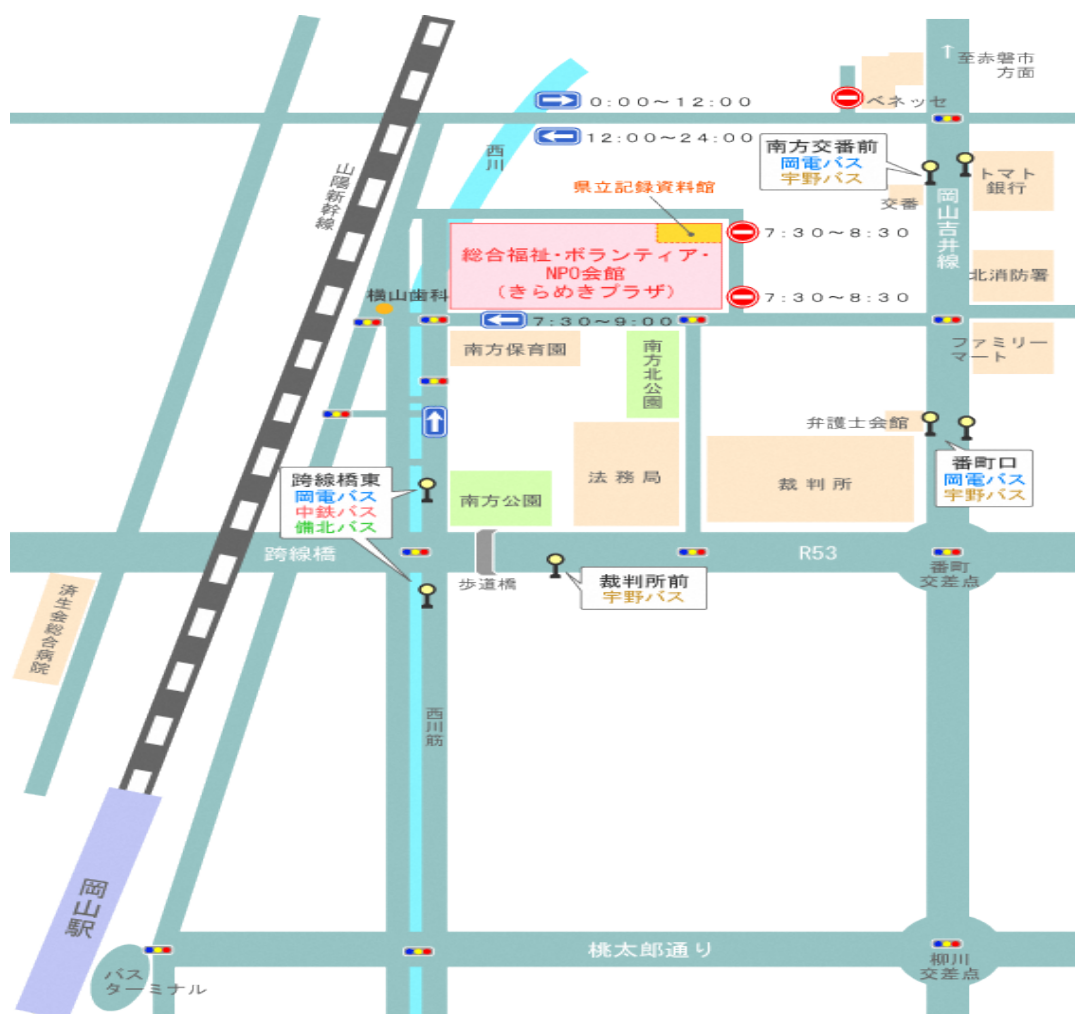
- ・JR赤穂線「西大寺駅」から両備バス「神崎経由牛窓行き」乗車、「吉井川キャンパス前」下車すぐ。
- ・西大寺駅下車、タクシーでおおよそ5分。

研修（演習）会場

【B日程 8/26・8/27】

研修会場

きらめきプラザ301会議室
(岡山市北区南方2-13-1)



＜注意＞

障害者の方も多数利用されますので、会場内への自家用車の駐車は不可となります。

(障害等特別な理由がある場合は事前にご相談ください。)

- ◆タクシー 岡山駅前から約5分程度
- ◆徒歩 岡山駅前から約15分程度